

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【丸山山田線の変更】

次の付議案を提出する。

平成27年7月14日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 4 0 号
平成 2 7 年 7 月 1 0 日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【丸山山田線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する
同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更(奈良県決定)

都市計画道路中3・4・304号丸山山田線を3・4・304号丸山山田中線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	車線の数		幅員
幹線街路	3・4・304	丸山山田中線	大和郡山市新木町	大和郡山市田中町		約440m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	

〔区域及び構造は計画図表示のとおり〕

(7)

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 丸山山田線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 丸山山田線は、起点を大和郡山市新木町、終点を大和郡山市新町とする、標準幅員16m、2車線、延長約2,780mの幹線街路である。

当初、昭和39年に「2・2・1 丸山山田線」として都市計画決定後、昭和47年に「3・4・304 丸山山田線」として名称を変更している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

丸山山田線は昭和39年、将来名阪高速道路の交通とあいまって内陸工業都市的文化都市として合理的な市街地の形成と都市交通の円滑を図り、将来の発展を期するための路線として都市計画決定された。昭和47年には、各市町村の都市計画道路名称が大和都市計画として一本化されたことに伴い、名称を変更している。

このように、丸山山田線は将来の発展に必要な路線として計画決定された経緯があるが、並行路線である(都)田中矢田山線等が整備されており、大和郡山市田中町から大和郡山市新町までの区間(以下、当該区間という。)の必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成22年 奈良県)に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

丸山山田線について以下の変更を行う。

- ・大和郡山市田中町～大和郡山市新町(L=約2,390m)を廃止する。
- ・区間を大和郡山市新木町～大和郡山市田中町間(L=約440m)とする。
- ・路線名称を「3・4・304 丸山田中線」に変更する。